

議案第 2 号

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年 6 月 7 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）が施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成6年富津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を
「7,560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。